

海外法律情報 Z フランス

## 原子力の安全管理 で与党決議案提出

ウィーンの国際原子力機関（IAEA）の発表によると、昨年度においては、二六カ国で三四五基の商業用原子炉が生産しており、九〇年には、四〇万MWeの電力生産のために、更に一八〇基の原子炉を建設しなければならぬ。各国の原子炉建設計画の進捗状況を見ると、財政的には決して楽ではない。バキスタン、キューバ、メキシコ、ブラジルでも建設が計画され、あるいは進められている。

他方、ウラン以外にエネルギー資源を持たないフランスとしては、原子力に依存せざるをえず、これが、ド・ゴール時代からの同国の伝統的なエネルギー政策である。かくしてフランスは、前から原子力発電所の建設には野心的な計画を進め、八四年度においては、原子力発電設備容量は、三、五二八万KWとなり、米国に次ぐ世界第二

の原発大国となっている。又、生産総電力のうち、原子力発電の占める割合も、八〇年度には、六〇％に達していた。ただし、最近では、経済不況にもなう電力需要の低下、原子炉建設コストの高騰、原子炉事故の多発、核廃棄物の処理等の好ましからざる材料が出て、原子力発電はやや、スローダウンしている。

国民議会の与党である共和国連合（RPR）は、今夏、フランスにおける原子力の安全確保を強化するため、議会に規制委員会を置くべきだとする決議案を提出した。

同案によれば、EDF（仏電力）もCEA（原子力公社）も共に、その時々、困難をのりこえて原子炉の安全基準の強化に非常な努力を払ってきたが、およそ経済活動というものは、性格上、規制を事業者ばかりに委ねることなく、別の組織に実施させるべきであり、これなくしては経済性のみが重視され、早晩、安全性はそこなわれることになる。

フランスにおいては、原子力施設安全中央委員会（Le Service central de Sécurité des Installations nucléaires: SCISIN）が、現在では規制の任に当たっている。今回のような決議案は、七九年度の議会（n°10312、5、1979）にも、野党側から提出されたが、与党側から出されたのは、これが初めてのよう

ある。正式の件名は「フランスにおける原子力の安全性の監視業務の実施に関する規制委員会を設置する決議案」と称されている。

前記の安全中央委員会も含めて、フランスにおける原子力施設の安全性の確保については、若干の問題点が提起されていたが、その第一点としては、検査に当る職員が少なく充分に活用できないことであり、第二点としては、員数不足のため、ニーズに合致した技能を後進者に伝えられないこと、第三点としては、現在の安全中央委員会の極めて限られた物的な手段をもってしては、EDFやCEAに対して検査業務の独立性を保つには不十分である。フランスの原子力専門家筋によると、八五年現在、同国で検査担当の資格を有する職員は五〇〇人で、うち、三五五人が国内の原子炉を担当しており、全国一三〇カ所の放射能監視ステーションも巡回している。これらの職員は、しばしば、長距離を航空機や自動車とびまわっている。

フランスの原子炉は、他国に比べて、若いものが多く、健康的といわれているが、炉の寿命というものは、二〇年から三〇年しかもたないといわれ、チェルノブイリのような大事故はないが、小規模の故障はかなり多い。検査担当の職員数は、最近増加しているが、職員の資質の向上、使用機材

については余り改善されていない。したがって、やはり、外部からの規制が望ましいのである。

米国スリーマイル島原子力発電所の事故は、米技術陣の事前の保障にもかかわらずさけられなかったし、過日のチェルノブイリ原子力発電所の爆発事故は、原子力発電史上前例のない程の重大なものであった。もちろん、西側の技術者達は、ソ連の原子炉安全基準の甘さがこの事故をひき起したと言われているが、このような評価は公式には信頼しえない。EDFの幹部もソ連の技術の未成育にあったといっているが、スリーマイル島の場合は、西側諸国の安全基準にてらして運用された結果の事故であった。

また、一九八〇年、アメリカに大停電事故が生じたが、樂觀論者の多いEDFの幹部は、フランスの高圧送電網は完全なものであるとの、このような事故は考えられないといっていたが、二年後に同じような事故がフランスでもおきた。このようなわけで、原子力の安全性の確保については、議会が常に認識を深めておく必要があり、このため、九人の委員からなる規制委員会を議会におき、原子力行政の監督に当り、原子力の安全確保のため必要と判断するあらゆる措置を随時提案できるようにはかったのが趣旨である。

（湯浅 伸）